

令和5年第4回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
1号	都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	1
2号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	6

委員会提出議案第 1 号

都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 18 日

提出者 議会運営委員会委員長 別府 英樹

都城市議会議長 長友 潤治 様

（提案理由）

委員会提出議案第 1 号「都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」は、議会改革特別委員会での調査・研究の結果をうけ、地方自治法第百条第十二項に定める協議または調整を行うための場として、新たに「政策提言協議会」を都城市議会基本条例に追記し、所要の改正を行うもの。

都城市議会基本条例の一部を改正する条例
 都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>前文 第1章～第4章（略） 第5章 自由討議と議員立法審議会（第15条・第16条）</p> <p><u>第6章 委員会の活動（第17条）</u> <u>第7章 政務活動費（第18条）</u> <u>第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条―第22条）</u> <u>第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第23条―第25条）</u> <u>第10章 見直し手続（第26条）</u> <u>第11章 雑則（第27条）</u></p> <p>附則 （略） 第5章 自由討議と議員立法審議会 （自由討議）</p> <p>第15条（略） （議員立法審議会）</p> <p><u>第16条 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要がある と認めるときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制 定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法 審議会を設置することができる。</u></p>	<p>前文 第1章～第4章（略） 第5章 自由討議（第15条） <u>第6章 政策提言協議会及び議員立法審議会（第16条・第17条）</u> <u>第7章 委員会の活動（第18条）</u> <u>第8章 政務活動費（第19条）</u> <u>第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条―第23条）</u> <u>第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第24条―第26条）</u> <u>第11章 見直し手続（第27条）</u> <u>第12章 雑則（第28条）</u></p> <p>附則 （略） 第5章 自由討議 （自由討議）</p> <p>第15条（略）</p> <p><u>第6章 政策提言協議会及び議員立法審議会</u> <u>（政策提言協議会）</u></p>

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第17条 (略)

第7章 政務活動費

(政務活動費)

第18条 (略)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第19条 (略)

(議会事務局の体制整備)

第20条 (略)

(議会図書室の充実)

第21条 (略)

(広報広聴機能の充実)

第22条 (略)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第23条 (略)

第16条 議会は、第4条第3号に規定する政策立案、政策提言等を目的とした討議を行う場として、議員で構成する政策提言協議会を設置することができる。

(議員立法審議会)

第17条 議会は、市政に関する課題、政策等について、必要があると認めるときは、当該課題の解決及び政策実現のための条例の制定又は改廃を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができる。

第7章 委員会の活動

(委員会の活動)

第18条 (略)

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第19条 (略)

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第20条 (略)

(議会事務局の体制整備)

第21条 (略)

(議会図書室の充実)

第22条 (略)

(広報広聴機能の充実)

第23条 (略)

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第24条 (略)

(議員定数)

第24条 (略)

(議員報酬)

第25条 (略)

第10章 見直し手続

(見直し手続)

第26条 (略)

第11章 雑則

(委任)

第27条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議員定数)

第25条 (略)

(議員報酬)

第26条 (略)

第11章 見直し手続

(見直し手続)

第27条 (略)

第12章 雑則

(委任)

第28条 (略)

委員会提出議案第 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局 議会事務局】

条例名	都城市議会基本条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 25 年 3 月
制定改廃の目的・背景	議会改革特別委員会の調査報告書が提出され、「さらなる市民の福祉の向上及び議員間の政策討議を重視し、議会及び議員の政策形成能力のさらなる強化」という所期の目的を達成するために、新たな議員間討議の組織を設置する必要があることから所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策立案、政策提言等を目的とした討議を行う場として、新たに「政策提言協議会」を設置する。 ○「議員立法審議会」では政策条例の「制定」のみ協議できるとしていたが、「改廃」も行えるように改める。 ○その他、章、条ずれの修正を行う。 		
関係する法令及びその条項	都城市議会会議規則		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

委員会提出議案第 2 号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 12 月 18 日

提出者 議会運営委員会委員長 別府 英樹

都城市議会議長 長友 潤治 様

（提案理由）

委員会提出議案第 2 号「都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、議会改革特別委員会での調査・研究の結果をうけ、地方自治法第百条第十二項に定める協議または調整を行うための場として都城市議会基本条例に新たに「政策提言協議会」を設けることに伴い、関連する当該規則に所要の改正を行うもの。

都城市議会会議規則の一部を改正する規則

都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
<p>第7章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場）</p> <p>第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を、次表のとおり設ける。</p>				<p>第7章 協議又は調整を行うための場 （協議又は調整を行うための場）</p> <p>第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を、次表のとおり設ける。</p>			
名称	協議事項	構成員	招集権者	名称	協議事項	構成員	招集権者
(略)				(略)			
会派代表者会	(略)			会派代表者会	(略)		
				政策提言協議会	<p>(1) <u>市政の課題及び市民の意見から集約された課題の明確化</u></p> <p>(2) <u>政策の立案及び市長その他執行機関に対する政策の提言（以下「政策立案・提言」という。）の内容について調査し、及び検討する実施主体への課題の割り振り</u></p> <p>(3) <u>議員立法審議会の設置の判断</u></p> <p>(4) <u>政策立案・提言の最終調整</u></p> <p>(5) <u>政策立案・提言に係る</u></p>	副議長、会派からの代表者1名及び常任委員会の委員長（幹事会）議長を除く全議員（全体会）	会長（副議長）

								議会運営委員会への報告及び議長への提出		
								(6) 過去の政策立案・提言に係る常任委員会への評価の依頼		
								(7) 前号で依頼した評価内容に基づく執行部に対する所要の是正措置に関すること		
								(8) 過去に議会が制定した条例に係る議員立法審議会への改廃の依頼		
								(9) 常任委員会又は議員立法審議会からの要請による助言		
議員立法審議会	(1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例制定の原案作成に関する事項 (2) (略)	議員 全議員(全体会)	座長(議題提案を行った会派に属する議員) 議長(全体会)	議員立法審議会	(1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例の制定又は改廃に関する事項 (2) (略)	各会派からの代表者1名及び議題となる条例を所管する委員会の正副委員長	座長(政策提言協議会の会長が委員の中から指名する者)			
2～4 (略)				2～4 (略)						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第 2 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：議会事務局 議会事務局】

条例名	都城市議会会議規則の一部を改正する規則		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 25 年 3 月
制定改廃の目的・背景	議会改革特別委員会の調査報告書が提出され、「さらなる市民の福祉の向上及び議員間の政策討議を重視し、議会及び議員の政策形成能力のさらなる強化」という所期の目的を達成するために、新たな議員間討議の組織を設置する必要があることから所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>【主な改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会議規則第 163 条に規定する協議又は調整を行うための場に、新たに「政策提言協議会」を追記する。 ○「議員立法審議会」 <ul style="list-style-type: none"> ・協議事項を「原案の作成」から「条例の制定又は改廃」に改める。 ・構成員を「議員、全議員（全体会）」から「各会派からの代表者 1 名及び議題となる条例を所管する委員会の正副委員長」に改める。 ・招集権者を「座長（議題提案を行った会派に属する議員）議長（全体会）」から「座長（政策提言協議会の会長が委員の中から指名する者）」に改める。 		
関係する法令及びその条項	都城市議会基本条例		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		